

熊本地震にかかる被災代替家屋に対する固定資産税の特例について

☎ 税務課 課税係 ☎ 282-1114

■特例対象者

- 被災家屋の所有者（共有名義の場合は、共有者を含む）
 - 被災家屋の所有者に相続が生じたときは、その相続人
 - 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
 - 被災家屋の所有者が法人である場合、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割に係る分割承継法人
- ※「被災家屋の所有者」とは、平成28年4月14日現在の所有者をいう。

■被災家屋の要件

り災証明書の判定が半壊以上で取壊し、または売却等の処分がなされていること（一部損壊の家屋については被災家屋を取壊した場合対象）

■必要書類

- 被災代替家屋特例申告書
 - り災証明書
 - 被災家屋が存したことを証する書類
- ※被災家屋が課税台帳に登録されていない場合は、別途被災家屋の所在を確認できる書面が必要です。
- 被災家屋を処分されていることがわかる書類
- ・解体契約書（写）、売買契約書（写）、解体完了通知書（写）等

熊本地震により、滅失または損壊した家屋（以下「被災家屋」という）の所有者等が、平成33年3月31日までに被災家屋に代わる家屋（以下「代替家屋」という）を新たに取得した場合には、当該取得された家屋の税額のうち被災家屋の床面積相当分について、減額する特例措置が設けられました。

■代替（適用対象）家屋の要件

被災家屋に代わるものとして取得（中古含む）した家屋
※種類（用途）又は使用目的が同一であるもの

■取得期限

平成28年4月14日～平成33年3月31日に取得した家屋

■減免対象範囲

代替家屋を取得した年の翌年から4年度分に限り、被災家屋の床面積相当分の固定資産税額の2分の1

- 相続人に該当する旨を証する書類（相続人の場合）
 - 合併法人又は分割承継法人であることを証する書類
- ※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

平成30年度ひとり親家庭等就業支援講習会の受講生募集について

☎ こども未来課 子育て支援係 ☎ 282-1346

これから働こうとする人に、働く上で必要な資格を取得し、就業支援をするため、講習会を毎年度実施しています。※受講料は無料（テキスト代、検定料は自己負担）、託児サービスもあります。

■対象者 次の全ての条件を満たす人

- 県内のひとり親家庭のお母さん、お父さん、寡婦の人（熊本市在住の人を除く）
- 希望する講習会の全日程に出席可能で、技能・資格取得に意欲のある人
- 介護支援専門員受験準備講習会は、平成30年度本試験の受験を予定している人

熊本会場 母子・父子休養ホームしらゆり
(熊本市東区錦ヶ丘 34-23)

【介護福祉士実務者研修+介護福祉士受験対策】

- 開催期間 7月4日～11月21日 毎週水曜日(20回)
 - 時 間 9時～16時
 - 申込期限 6月20日(日)まで
- 【介護支援専門員受験準備講習会】
- 開催期間 7月30日、8月6、20、27日 毎週月曜日(4回)
 - 時 間 9時30分～15時30分
 - 申込期限 7月13日(日)まで
 - ◆申込み先 熊本県母子家庭等就業自立支援センター ☎ 331-6736

同和問題に関する偏見や差別をなくそう

「部落差別の解消の推進に関する法律」

(平成28年法律第109号) が平成28年12月16日(金)から施行されました。

同和問題の解決に向けたこれまでの経緯と課題

同和問題の解決を図るため、国は地方公共団体と共に、昭和44年以来33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。しかし、差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたりする事案が依然として存在するほか、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがされるといった事案も発生しています。また、同和問題の解決を阻む大きな要因として、同和問題を口実として企業・行政機関等へ不当な圧力をかけ、高額な書籍を売りつけるなどの、いわゆるえせ同和行為も問題となっています。



◆同和問題をはじめとする人権問題やえせ同和行為でお困りの方はご相談ください。

みんなの人権 110 番 0570-003-110

- ・インターネット人権相談受付窓口
(パソコン) <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
(携帯電話) <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>
- ・同和問題に関する参考資料
「えせ同和行為対応の手引」
<http://www.moj.go.jp/content/000122217.pdf>
「人権ライブラリー」
<http://www.jinken-library.jp>

寄付金(見舞金)をいただきました

☎ 総務課 管理係 ☎ 282-1111

熊本地震発生後、個人や企業などからご支援をいただきました。町に対して5月1日から5月31日まで

○(株)鶴屋百貨店(100%熊本百貨店)

○茶道裏千家淡交会

理事長 千宗室

○茶道裏千家 家元 千宗室

●累計 7,525万8,759円(5月31日現在)

御船町 ふねまる ポロシャツ を販売中



①ドライポロシャツ
00330- AVP
本体 ¥2,800 (税込)



②スタンダードポロシャツ
00223- SDP
本体 ¥2,800 (税込)

綿60% ポリエステル100% SS～5L、カラー24色
キッズポロシャツ(110号～)もあります。 ※ポケットなし

サイズ、カラーなどは直接町観光協会にお問い合わせください。
詳しくは、☎ 御船町観光協会 ☎ 200-3965
FaX 200-3966



③ドライレイヤードポロシャツ
00339- AYP
本体 ¥2,800 (税込)

綿60% ポリエステル100% SS～5L、カラー24色
キッズポロシャツ(110号～)もあります。 ※ポケットなし

サイズ、カラーなどは直接町観光協会にお問い合わせください。
詳しくは、☎ 御船町観光協会 ☎ 200-3965
FaX 200-3966